

西区環境まちづくり協議会 規約

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日 西区環境まちづくり協議会会長決裁

（趣旨・目的）

第 1 条 西区民の自主的かつ継続的な環境活動の実践を推進するため、「西区環境まちづくり協議会（以下「区民協議会」という。）」を設置する。

（活動）

第 2 条 区民協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 環境に配慮した生活の実践に向けた具体的取組みに関すること
- (2) 環境に関する情報提供及び普及啓発に関すること
- (3) 環境教育・学習の支援を通じた環境活動次世代実践者の育成に関すること
- (4) その他区民協議会の目的を達するために必要な活動

（組織等）

第 3 条 区民協議会は、別表 1 に定める団体により構成された「幹事会」、及び別表 2 に定める団体により構成された「企画運営委員会」をもって構成する。

（役員）

第 4 条 区民協議会に会長 1 名、副会長 1 名、監事 2 名を置く。

- 2 会長は、西区連合町内会連絡協議会会長とし、区民協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、西区連合町内会連絡協議会会長代理者とし、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 監事は、委員の互選によって定めることとし、区民協議会の会計を監査する。
- 5 役員の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 役員に欠員があった場合は、これを補充し、その任期は、前任役員の残任期間とする。

（全体会議）

第 5 条 全体会議は必要の都度、会長が招集する。

- 2 全体会議に出席できる者は、別表 1 及び別表 2 に定める構成団体の代表者 1 名又はその構成員の中から代表者が推薦する者 1 名とする。
- 3 会長は全体会議の議長となる。
- 4 全体会議では、次の事項を協議する。
 - (1) 区民協議会の活動計画に関すること
 - (2) 予算及び決算に関すること
 - (3) 第 10 条に定める契約に関すること
 - (4) その他会長が必要と認めること
- 5 全体会議において議決を要するときは、会長が出席者の承認を得て行う方法により決するものとする。

- 6 会長は、全体会議の協議、運営を円滑に行う上で必要と認められる場合には、協議事項について、専門的知見を有する者等に対し、オブザーバーとして全体会議に参加することを要請し、その意見を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会に代表1名及び副代表1名を置くこととし、第4条に定める会長及び副会長をこれに充てるものとする。

- 2 代表は、必要の都度、幹事会を招集し会議を開催することができる。

- 3 幹事会は、次の役割を担うものとする。

- (1) 区民協議会の活動方針に関すること
- (2) その他代表が必要と認めること

(企画運営委員会)

第7条 企画運営委員会に代表1名、副代表1名を置き、別表2に定める団体の互選によってこれを定める。

- 2 代表は、必要の都度、企画運営委員会を招集し会議を開催することができる。

- 3 企画運営委員会は、次の役割を担うものとする。

- (1) 区民協議会活動の企画立案に関すること
- (2) その他代表が必要と認めること

- 4 代表は、企画運営委員会の協議や運営を円滑に行う上で必要と認められる場合には、専門的知見を有する者等に対し、企画運営委員会への出席を要請し、協議事項について意見や活動支援を求めることができる。

(事務局)

第8条 区民協議会の庶務を行うため、西区市民部地域振興課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局次長を置き、事務局長及び事務局次長は、会長が選任する。

(会計)

第9条 区民協議会の運営等に要する経費は、必要に応じて行政機関の助成金及びその他収入をもって充てる。

- 2 区民協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 3 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、区民協議会の会計については、別に定める「西区環境まちづくり協議会 会計処理マニュアル」に基づき行うものとする。

(契約)

第10条 区民協議会が行う契約は、全体会議の承認を経た後に締結しなければならない。ただし、以下の各号の場合は、会長の承認により締結できるものとする。

- (1) 契約金額が50万円以下の場合

- (2) 全体会議の承認を経てからでは当該契約事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると判断された場合

- 2 契約は、契約書その他の書面（以下「契約書等」という。）により行う。ただし、会長が特に指定したものについては、契約書等を作成しないことができる。

3 契約書等には、次の各号に掲げる事項を記載する。ただし、契約の内容により必要のない事項は、省略することができる。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額及びその支払方法
- (3) 履行の期限又は期日
- (4) 不履行の場合の責任の範囲
- (5) その他この規約に定めのない事項で、会長と契約の相手方（以下「契約者」という。）が共に必要と認めるもの

4 契約書等の文言の解釈について疑義が生じたときは、その都度会長と契約者との協議により解決するものとする。ただし、解決の方法について特に約定したときは、その方法による。

（その他）

第 11 条 この規約に定めるもののほか、区民協議会の運営について必要な事項は会長がこれを定める。

（附則）

この規約は、平成26年4月1日から改正する。

（附則）

この規約は、平成28年4月1日から改正する。

（附則）

この規約は、平成30年4月1日から改正する。

（附則）

この規約は、令和7年4月1日から改正する。

（附則）

この規約は、令和8年4月1日から改正する。

(別表１)

団 体 名
八軒連合町内会
八軒中央連合町内会
琴似連合町内会
二十四軒連合町内会
二十四軒東連合町内会
山の手連合町内会
発寒北連合町内会
発寒連合町内会
西町連合町内会
西野連合町内会
昭和連合町内会
小学校長会西支部
西区ＰＴＡ連合会
西区商店街連絡協議会
札幌商工会議所中小企業相談所西支所

(別表２)

団 体 名
特定非営利活動法人 あそベンチャースクール
札幌市西区子ども会育成連合会
西区ＰＴＡ連合会 環境委員会
特定非営利活動法人 環境り・ふれんず
西区食生活改善推進員協議会
(株)らむれす（ＦＭ三角山放送局）
編集倶楽部３１０